

「ふくい消防団応援の店」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団活動の活性化および消防団員の確保を図り、もって地域防災力の充実強化に資するため、福井県内の消防団員およびその家族(以下「団員等」という。)に対し、サービス等の提供をすることにより消防団を応援する企業および店舗等(以下「ふくい消防団応援の店」という。)の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この制度は、福井県が福井県消防協会と相互に協力し実施するものとする。

(ふくい消防団応援の店に関する基本的な考え方等)

第3条 ふくい消防団応援の店は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要綱におけるサービス等とは、団員等が受けることができる利用料金および商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈および買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。

(登録)

第4条 ふくい消防団応援の店に登録しようとする企業および店舗等は、「ふくい消防団応援の店登録申込書(様式第1号)」(以下「申込書」という。)を福井県消防協会事務局(以下「事務局」という。)に提出するものとする。

2 事務局員は、申込書の内容を審査し、ふくい消防団応援の店に登録する。ただし、次に掲げる企業および店舗等については、登録を行わないこととする。

- (1)宗教活動および政治活動に関するもの
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるもの
- (3)各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- (4)通信販売およびインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5)前各号に掲げるもののほか、事務局が適当でないと認めるもの

(表示証の交付)

第5条 事務局は、ふくい消防団応援の店の登録を行ったときは、「ふくい消防団応援の店」表示証(様式第2号。以下「表示証」という。)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1)表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- (2)パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、ホームページ、映像その他の広告

(消防団員カード)

第7条 福井県は、市町および消防組合を経由して、消防団員に対し、福井県内の消防団員であることを示す消防団員カード(様式第3号)を消防団員1名につき1枚、交付するものとする。

- 2 消防団員は、ふくい消防団応援の店から提供されるサービス等を受けようとするときは、裏面に署名した消防団員カードまたは消防団員証等、消防団員であることを示すものを提示しなければならない。
- 3 消防団員は、消防団員カードの汚損や紛失があった場合は、速やかに所属する消防団が設置されている市町または消防組合(以下「所属市町等」という。)を通じて福井県に申し出て、福井県から再交付を受けるものとする。
- 4 消防団員は、退団等により消防団員でなくなった場合は、所属市町等を通じ、速やかに消防団員カードを福井県に返還しなければならない。

(遵守事項)

第8条 消防団員は、ふくい消防団応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1)消防団員カードおよび消防団員証等を不正に使用し、または他人に貸与し、もしくは譲渡しないこと。
- (2)ふくい消防団応援の店が定めるサービス等に関して強要しないこと。
- 2 前項の規定に違反して、ふくい消防団応援の店に損害を与えたときの責任は、消防団員カードまたは、消防団員証等の所有者本人が有する。

(ふくい消防団応援の店の公表)

第9条 事務局は、ふくい消防団応援の店の名称、住所およびサービス等の内容等を、ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消)

第10条 事務局はふくい消防団応援の店が事業を廃止等したとき、または偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、または第4条第2項各号に掲げる者に該当

することが明らかになったとき、その他ふくい消防団応援の店としての登録が適当でない
と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を取り消されたふくい消防団応援の店は、速やかに表示証を事務局に返還しなければならない。

(登録の変更)

第11条 第4条に規定する登録を受けたふくい消防団応援の店は、当該登録の内容を変更し、または当該登録を廃止しようとするときは、1か月前までに、「ふくい消防団応援の店登録変更・廃止届書(様式第4号)」を事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、前項に規定する届出を受けた場合は、当該登録を変更または抹消するものとする。

- 3 前項の規定により登録を抹消されたふくい消防団応援の店は、速やかに表示証を事務局へ返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

附則 この実施要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則 この実施要綱は、令和4年1月17日から施行する。

ふくい消防団応援の店 登録申込書

令和 年 月 日

(公財) 福井県消防協会 事務局 行
 FAX : 0776-22-7617
 E-mail : kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp

ふくい消防団応援の店事業の趣旨に賛同し、協賛店舗・施設として申し込みます。

記

フリガナ			
*店舗・施設名称			
*店舗所在地	〒 -		
担当者	所 属 御氏名		
*電話	() - -	ファックス	() - -
電子メール	@		
*ホームページ	http://		
*営業時間 (営業時間注釈)	(: ~ :)		
*定休日			
*業種	・飲食店 ・宿泊施設 ・物販店 ・観光施設 ・理容・美容 ・自動車関連 ・その他 (該当する業種を○で囲んでください)		
サービス	*割引等のサービス内容	<p>【サービス内容】</p> <p>【サービスの記載例】</p> <p>食堂・レストラン 飲食料金割引、ドリンク1杯サービス ホテル・旅行・民宿 宿泊料金割引、宿泊者の岩盤浴無料、夕食メニュー1品追加 居 酒 屋 生ビール1杯サービス、突き出しサービス 美 容 業 ヘッドスパサービス、カット料金割引 自 動 車 整 備 オイル交換工賃サービス、エンジンオイル割引 ス ポ ー ツ 施 設 入会金割引、レッスン料割引 道 の 駅 アイスクリームサービス 衣 料 品 ・ 物 販 ポイントアップ、割引、スタンプ2倍 (消費税サービスなど、法令に違反するサービスは設定できませんので、御注意ください。)</p>	
	*サービス開始日		
*対 象 <small>(いずれかをお選びください)</small>	()		
全国消防団応援の店事業への登録	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない (どちらかを○で囲んでください)		
*PR内容	※80字以内でお願いします。		

備考 上記内容のうち、*印の項目はホームページ等に掲載させていただきますので、ご了承ください。

様式第2号(第5条関係)

消防団応援の店 表示証(ステッカー) 縦10cm×横10cm

ふくい消防団 応援の店

私達は消防団員を
応援しています。

みほん



福井県消防協会

様式第3号(第7条関係)

消防団員カード縦5.4 cm×横8.5 cm

(表)



(裏)

消防団 氏名 _____

【注意事項】

- ふくい消防団応援の店でこのカードを提示してください。また、全国消防団応援の店を利用するための消防団員証としても使用できません。カードを提示しない場合は、優遇サービスを受けられません。
- 店舗等から求めがあった場合は、本人確認できる書類等を併せて提示してください。
- このカードは、団員本人およびその家族のみ有効です。
(優遇サービスを受けられる対象範囲は店舗等により異なります。)
このカードを譲渡することはできません。
- 消防団を退団された場合このカードは無効となりますので、所属消防団事務局まで速やかに返却してください。
- 紛失、盗難、破損の場合は、消防団事務局まで連絡ください。
- 消防団、名前欄は自署してください。

様式第4号（第11条関係）

ふくい消防団応援の店 登録変更・廃止届書

令和 年 月 日

(公財) 福井県消防協会 事務局 行

店舗・施設の名称 (代表者名)	
所在地	
担当者名	
電話	

1 協賛内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

変更時期	令和 年 月 日から	
変更理由		
変更内容	変 更 前	変 更 後

※変更する事項名(名称・電話等)も記入してください。

2 協賛を廃止したいので届け出ます。

廃止理由	
廃止時期	令和 年 月 日